

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の一部を 改正する協定書

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書の一部を次のように改正する。

頭書き「小倉町内会他 31 自治会〔別記（以下「乙」という。）〕は、印西クリーンセンター（以下「工場」という。）を「印西クリーンセンター（以下「工場」という。）周辺約 2.5 km 範囲内の自治会等〔別記（以下「乙」という。）〕は、工場」に、別記を次のように改める。

別記

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定締結自治会等

平成 22 年 9 月 3 日現在

	自治会名等	協定締結日		自治会名等	協定締結日
1.	小倉町内会	昭和 62 年 12 月 13 日	21.	木刈一丁目町内会	平成 11 年 6 月 3 日
2.	牧の木戸一丁目自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	22.	ネックス自治会	平成 11 年 6 月 3 日
3.	木刈三丁目町内会	昭和 62 年 12 月 13 日	23.	高花二丁目北自治会	平成 11 年 6 月 3 日
4.	木刈四丁目自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	24.	桜苑壹番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
5.	内野町内会	昭和 62 年 12 月 13 日	25.	桜苑貳番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
6.	内野西団地自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	26.	桜台三丁目自治会	平成 15 年 3 月 7 日
7.	内野東団地自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	27.	ブロードウェイ桜台 3 番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
8.	内野中央団地自治会	昭和 62 年 12 月 13 日	28.	ブロードウェイ桜台 4 番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
9.	-	-	29.	ブロードウェイ桜台 6 番街自治会	平成 15 年 3 月 7 日
10.	木刈五丁目自治会	平成 2 年 3 月 23 日	30.	コープシティ桜台自治会	平成 15 年 3 月 7 日
11.	内野南第 2 団地町内会	平成 4 年 9 月 4 日	31.	ミサホーム千葉桜台自治会	平成 15 年 3 月 7 日
12.	原山中央自治会	平成 4 年 9 月 4 日	32.	カーデンスハウス木刈自治会	平成 21 年 11 月 17 日
13.	原山町内会	平成 4 年 9 月 4 日	—		
14.	高花一丁目町内会	平成 4 年 9 月 4 日			
15.	高花四丁目町内会	平成 4 年 9 月 4 日			
16.	小倉台ビック 21 自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
17.	ファーストスクエア小倉台団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
18.	セカンドスクエア小倉台団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
19.	サードスクエア小倉台団地自治会	平成 7 年 12 月 1 日			
20.	原山西町内会	平成 7 年 12 月 1 日			

第 2 条第 1 項中「設置し、定期的に開催する」を「設置する」に、「組織、運営及び協議すべき細目について」を「組織及び運営等に関し必要な事項」に改める。

第 4 条第 1 項中「原則として印西市、白井市、栄町、印旛村及び本埜村の 2 市 1 町 2 村から収集されたもの」を「甲を組織する団体の区域内から収集又は搬入された一般廃棄物」に改め、同条第 3 項を削る。

第 8 条第 1 項中「方法」を「測定方法等」に、「細則」を「別表 7」に改める。

「第 6 条 別表 1」を「別表 1」に改める。

「第 8 条 細則」を「別表 7」に改める。